

横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定

横須賀市（以下「甲」という）、横須賀商工会議所（以下「乙」という）及び神奈川県労働局（以下「丙」という）は、市民の就労支援について以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第31条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第13条の3第1項に基づく協定であり、甲および乙が行う施策のうち企業の採用支援や市民の就労に係る施策と、丙が行う職業紹介、雇用保険、職業能力開発及びその他雇用に対する施策について、相互に連携し、効果的かつ効率的に実施し、横須賀市内の産業の持続的な発展と、若者、高齢者、女性、障害者等、働く意欲のある全ての市民がいきいきと働くことができる社会の実現を目的とする。

（内容）

第2条 各機関は、以下の事柄について互いに協力して取り組むものとする。

- (1) 若者の就労に関すること
- (2) 高齢者の就労に関すること
- (3) 女性の就労に関すること
- (4) 障害者の就労に関すること
- (5) 生活保護受給者及び生活困窮者の就労に関すること
- (6) 若者、高齢者、障害者等就労困難者の支援に伴う家族の就労に関すること
- (7) その他就労が困難な市民の就労に関すること

（協議会）

第3条 各機関は、事業の実施に関する協力依頼や実施方法の検討、実施した事業の報告等を行うため、「(仮称)横須賀市民の就労支援事業の実施に関する協定運営協議会」を設置する。

（要請等）

第4条 各機関は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

- 2 各機関は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく就労支援に関する取組において、各機関が相互に提供する情報については、互いに秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各機関が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月5日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市
市長

上地克明

乙 横須賀市平成町2丁目14番4号
横須賀商工会議所
会 頭

平松廣司

丙 横浜市中区北仲通5丁目57号
神奈川労働局
局 長

三浦宏二